

九十九里町過疎地域持續的發展計畫

令和4年度～令和7年度

令和6年2月變更

千葉縣九十九里町

目次

1 基本的な事項

(1) 町の概況	1
ア 概況	1
イ 過疎の状況	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
ア 人口の推移と今後の見通し	2
イ 産業の推移と動向	5
(3) 町の行財政の状況	6
ア 行政の状況	6
イ 財政の状況	6
ウ 施設整備水準等の現況と動向	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の確保・育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	11
(3) 事業計画	11

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	13
(3) 事業計画	15
(4) 産業振興促進事項	16
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	16

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 事業計画	17

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18
(3) 事業計画	19

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	21
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23
(3) 事業計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 事業計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 事業計画	33
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 事業計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 事業計画	39
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画	42
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43

(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44
14 過疎地域持続的発展特別事業	45

Ⅰ 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 概況

九十九里町は、千葉県の東部、九十九里平野のほぼ中央に位置します。北は山武市、西は東金市、南は大網白里市に接し、東は九十九里浜で太平洋に面しており、総面積は24.44 km²の水と緑と田園風景を有した町です。

町域のほとんどは標高2～5 mの平坦な海岸平野で、町の北部と南部を太平洋へと注ぐ作田川と真亀川が流れ、あふれる太陽と黒潮がもたらす温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。

東京都心から60 km圏域で、東金九十九里有料道路を広域交流軸として、都心及び県都千葉市といった都市部や成田国際空港が至近距離にあります。また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備により、交流・連携はさらに進みつつあります。

上総国山辺郡と古くから呼ばれてきたこの地は、農業の発展とともに、豊かな海の恩恵を受け漁業が盛んになりました。16世紀に入ると紀州(現在の和歌山県)から伝わった地曳き網が発展を見せ、日本最大級のイワシ漁の基地として、また、干鰯(ほしか)の生産地として賑わいました。

農業においては、江戸時代に関東地方における甘藷(サツマイモ)栽培の試作地として栽培が始まり、明治以降には九十九里地方で広く栽培されるようになりました。

昭和に入ると九十九里鉄道の「上総片貝駅」を中心として各種の商店が軒を連ね商店街が形成されますが、イワシが不漁となったこともあり、漁業中心の町から農業、観光にも力を入れ、施設園芸や海水浴を中心とする整備を進めてきました。

町内には片貝海岸など4つの海水浴場が開設されています。平成23年の東日本大震災以降、海水浴客が一時減少し、その後回復傾向にありましたが、現在は、コロナ禍により先が見通せない状況にあります。

昭和30年代に整備された片貝漁港は、九十九里浜における漁業拠点港のほか、第4種漁港として避難港の役割も果たしています。平成8年には「国民宿舎サンライズ九十九里」がリニューアルオープンし、通年型の観光施設として高い人気となっています。また、平成10年に開通した東金九十九里有料道路は、広大な九十九里浜を結ぶ交流軸として観光面に欠かせない道路となっています。平成27年には魅力発信基地として「いわしの交流センター(愛称:海の駅九十九里)」がオープンし、観光拠点としても賑わいを見せています。

イ 過疎の状況

国勢調査結果によると、人口は昭和35年から平成12年にかけて増加したものの、現在は減少傾向にあります。昭和60年から平成2年にかけては増加率4.3%、平成2年から平成7年は増加率4.6%、平成7年から平成12年は増加率0.3%、平成12年から平成17年は減少率6.2%、平成17年から平成22年は減少率5.3%、平成22年から平成27年は減少率8.3%、平成27年から令和2年は減少率11.3%と人口減少が進んでいます。人口が平成7年国勢調査の20,196人に対し、令和2年国勢調査が14,639人で減少率27.6%【要件：23%以上減少】、財政力指数（平成30年度～令和2年度）が0.46【要件：0.51以下】と過疎地域の要件を満たしたことから令和4年4月から指定されたところです。

産業面における就業者数は昭和35年（8,829人）からの60年間で11.4%減少しており、農業・漁業を主体とした第1次産業における就業者数の急激な減少や若年者の労働力の定着化を図る職場が少ないことから、職場を求めて若年者を中心に都市部へ流出している傾向にあります。

本町は、令和3年に策定した総合戦略を内包的に取り込んだ九十九里町総合計画に基づき、移住・定住施策、農漁業の振興、社会資本整備、医療の確保、子育て・教育・福祉の向上などの施策を展開しながら持続可能な地域社会の構築が必須となっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、昭和35年に19,191人から増加傾向にあり、平成12年に20,266人とピークを迎えます。しかしながら、以降減少を続け、令和2年には、14,639人となっています。

年齢別推移をみると、0～14歳までの年少人口は、昭和35年に6,805人であったが、令和2年では、1,111人となり減少率83.7%と激減しています。15～64歳についても、この60年間で3,512人（31.9%）減少しており、内15～29歳の若年者人口については、2,222人（59.5%）も減少しています。

一方で65歳以上の高齢者人口については、年々増加傾向にあり、昭和35年は1,375人でしたが、令和2年には5,920人と増加しています。

令和2年の年齢別構成比をみると0～14歳が7.6%、15～64歳が51.2%、65歳以上が40.4%となっており、少子高齢化は急速に進んできています。

このような中、本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年には9,022人に減少することが見込まれており、今後も若者の流出及び少子化が進むことが予測されますが、本計画及び令和3年度に策定した九十九里町総合計画に位置付ける政策・施策を着実に実施することで、人口減少に歯止めをかけます。

表1-(1)イ 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 19,191		人 17,925	% △6.6	人 17,639	% △1.6	人 17,887	% 1.4	人 18,037	% 0.8
0歳～14歳	6,805		5,211	△23.4	4,031	△22.6	3,871	△4.0	3,865	△0.2
15歳～64歳	11,011		11,147	1.2	11,809	5.9	11,958	1.3	11,806	△1.3
うち15歳～ 29歳(a)	3,732		3,749	0.5	4,287	14.4	4,186	△2.4	3,504	△16.3
65歳以上(b)	1,375		1,567	14.0	1,799	14.8	2,058	14.4	2,366	15.0
(a)/総数 若年者比率	19.4		20.9	—	24.3	—	23.4	—	19.4	—
(b)/総数 高齢者比率	7.2		8.7	—	10.2	—	11.5	—	13.1	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,504	% 2.6	人 19,300	% 4.3	人 20,196	% 4.6	人 20,266	% 0.3	人 19,012	% △6.2
0歳～14歳	3,824	△1.1	3,475	△9.1	3,266	△6.0	2,749	△15.8	2,203	△19.9
15歳～64歳	11,989	1.6	12,573	4.9	12,961	3.1	13,069	0.8	12,019	△8.0
うち15歳～ 29歳(a)	3,104	△11.4	3,308	6.6	3,548	7.3	3,724	5.0	2,941	△21.0
65歳以上(b)	2,691	13.7	3,252	20.8	3,969	22.0	4,448	12.1	4,787	7.6
(a)/総数 若年者比率	16.8	—	17.1	—	17.6	—	18.4	—	15.5	—
(b)/総数 高齢者比率	14.5	—	16.8	—	19.7	—	21.9	—	25.2	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,004	% △5.3	人 16,510	% △8.3	人 14,639	% △11.3
0歳～14歳	1,842	△16.4	1,487	△19.3	1,111	△25.3
15歳～64歳	11,075	△7.9	9,190	△17.0	7,499	△18.4
うち15歳～ 29歳(a)	2,464	△16.2	1,930	△21.7	1,510	△21.8
65歳以上(b)	5,065	5.8	5,783	14.2	5,920	2.4
(a)/総数 若年者比率	13.7	—	11.7	—	10.3	—
(b)/総数 高齢者比率	28.1	—	35.0	—	40.4	—

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分の合計と一致しない。

表1-(2)ア 人口の見通し

区分	平成27年	令和2年		令和7年		令和12年		令和17年	
	実数	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 16,510	人 14,918	% △9.6	人 13,367	% △10.4	人 11,863	% △11.3	人 10,401	% △12.3
0歳～14歳	1,487	1,239	△16.7	1,013	△18.2	832	△17.9	675	△18.9
15歳～64歳	9,190	7,673	△16.5	6,538	△14.8	5,632	△13.9	4,692	△16.7
うち 15歳～ 29歳(a)	1,936	1,536	△20.7	1,278	△16.8	1,050	△17.8	878	△16.4
65歳以上 (b)	5,783	6,006	3.9	5,816	△3.2	5,399	△7.2	5,034	△6.8
(a)/総数 若年者比率	% 11.7	% 10.3	—	% 9.6	—	% 8.9	—	% 8.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 35.0	% 40.3	—	% 43.5	—	% 45.5	—	% 48.4	—

区分	令和22年		令和27年		令和32年		令和37年		令和42年	
	実数	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	9,011	% △13.4	7,734	% △14.2	6,593	% △14.8	5,575	% △15.4	4,650	% △16.6
0歳～14歳	554	△17.9	454	△18.1	371	△18.3	302	△18.6	246	△18.5
15歳～64歳	3,779	△19.5	3,049	△19.3	2,463	△19.2	2,004	△18.6	1,664	△17.0
うち 15歳～ 29歳(a)	718	△18.2	590	△17.8	483	△18.1	397	△17.8	325	△18.1
65歳以上 (b)	4,678	△7.1	4,231	△9.6	3,759	△11.2	3,269	△13.0	2,740	△16.2
(a)/総数 若年者比率	% 8.0	—	% 7.6	—	% 7.3	—	% 7.1	—	% 7.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 51.9	—	% 54.7	—	% 57.0	—	% 58.6	—	% 58.9	—

出展：平成27年は国勢調査人口、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

イ 産業の推移と動向

令和2年の国勢調査結果による就業者数は6,748人で、就業率は46.1%、このうち産業別就業人口比率は、第1次産業6.3%、第2次産業29.6%、第3次産業59.1%となっており、第1次産業の就業人口比率は、昭和35年の51%から大幅に減少しています。

なお、第1次産業については、本町だけでなく全国的に減少傾向にあり、引き続きその傾向は続くものと考えられます。また、第3次産業については全国的に増加傾向にあり、本町においても、観光業・サービス業等の業種拡大により、増加傾向は続くものと考えられます。

表1－(2)イ 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,829		人 8,502	% △3.7	人 9,163	% 7.8	人 8,879	% △3.1	人 9,043	% 1.8
第1次 就業人口比率	% 51.0		% 42.7	—	% 33.7	—	% 25.7	—	% 21.8	—
第2次 就業人口比率	% 23.0		% 28.1	—	% 34.7	—	% 36.3	—	% 37.0	—
第3次 就業人口比率	% 26.0		% 29.2	—	% 31.5	—	% 38.0	—	% 41.1	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,057	% 0.2	人 9,618	% 6.2	人 9,920	% 3.1	人 9,741	% △1.8	人 9,199	% △5.6
第1次 就業人口比率	% 15.9	—	% 12.0	—	% 9.5	—	% 8.6	—	% 7.6	—
第2次 就業人口比率	% 39.9	—	% 41.2	—	% 39.7	—	% 38.1	—	% 33.9	—
第3次 就業人口比率	% 44.0	—	% 46.6	—	% 50.7	—	% 53.2	—	% 56.0	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,625	% △6.2	人 7,819	% △9.3	人 6,748	% △13.7
第1次 就業人口比率	% 6.2	—	% 7.3	—	% 6.3	—
第2次 就業人口比率	% 30.2	—	% 30.4	—	% 29.6	—
第3次 就業人口比率	% 56.3	—	% 60.0	—	% 59.1	—

※総数には分類不能の産業が含まれており、第1次産業から第3次産業の人口比率の合計は100%にならない場合があります。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

行政運営は、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果をあげることを理念に、日々変化し拡大する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応し、効果的・効率的な行政サービスを安定的に提供することが求められています。

こうした将来にわたり持続可能な行政運営を推進するためには、地域に関わる様々な立場の人や組織による協働のまちづくりを進めるなど、従来の価値観や行政手法にとらわれず、行財政改革を推進し、基盤強化に努める必要があります。

また、町域を超えた広域的な課題については、近隣の自治体と密接な連携を図るなど、効率的で柔軟な対応が求められています。

イ 財政の状況

町では、これまで指定管理者制度の導入をはじめとした内部経費の削減などによって事務事業の見直しを図り、効率的な財政運営に努めてきました。

しかしながら、地場産業の低迷や若者流出に伴う生産年齢人口の減少により、町税等の自主財源の確保に課題があるなど、財源を地方交付税や国・県の補助金に依存した状況にあります。

こうした状況を反映し、地方自治体の財政の弾力性を示す経常収支比率は、80%半ばで推移しており、町財政が硬直化していることを表しています。

今後は、少子高齢化対策や老朽化した公共施設の改修等に多額の財政負担が見込まれているため、行財政改革を徹底し、持続可能な財政基盤を構築することが喫緊の課題となっています。

表1-(3)イ 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	5,585,677	6,567,139	8,530,202
一般財源	3,699,191	3,906,001	3,962,973
国庫支出金	400,372	504,118	2,405,949
都道府県支出金	348,538	690,044	667,547
地方債	479,300	690,400	326,900
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	658,276	776,576	1,166,833
歳出総額 B	5,353,399	6,274,819	7,884,790
義務的経費	2,300,472	2,429,539	2,525,159
投資的経費	398,316	327,865	405,382
うち普通建設事業	392,093	327,865	360,189
その他	2,654,611	3,517,415	4,954,249
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	232,278	292,320	645,412
翌年度へ繰越すべき財源 D	7,357	1,757	33,557
実質収支 C-D	224,921	290,563	611,855
財政力指数	0.48	0.44	0.46
公債費負担比率	14.0	12.7	11.4
実質公債費比率	13.9	8.0	7.4
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	87.8	86.7	83.7
将来負担比率	112.0	88.3	57.2
地方債現在高	5,765,251	8,244,217	7,399,827

ウ 施設整備水準等の現況と動向

公共施設の整備については、道路などの整備や住民福祉と生活環境の向上に努めてきており、安全・安心なまちづくりを基本に取り組んできました。

町が管理する道路は、令和2年度総延長約244km、総面積1.17km²です。町道の舗装率は86.2%となり、整備が進んでいると思われます。町道の新規整備は、今後も現在と同水準で実施していくことを想定し、道路の補修については、必要性和事業効果が高い路線から優先順位を考慮して修繕計画を立てています。

町が管理する橋りょうは、総延長約915m、面積4,584m²、橋りょう数は101橋となり、令和2年3月に、橋りょうの長寿命化を図ることを目的に「九十九里町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。橋りょうの状態を、早期かつ的確に把握するため、国の点検マニュアルを基に5年に1度の定期点検を行い、その結果を基に修繕を行っています。

次に水道普及率については、令和元年度末で92.6%になっています。当町と東金市、山武市、大網白里市、横芝光町の3市2町で構成された山武郡市広域水道企業団から、各家庭に配水・給水しています。所有する上水道施設は、東金配水場、大網配水場、成東配水場、松尾配水場と配水管約1,436kmです。

また、人口減少が見込まれる中、将来にわたり水を安定供給するため、個々の水道事業体の経営努力では困難が予想されることから、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合、また、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合（水道部）及び八匝水道企業団、山武市（水道課）の末端給水事業体の統合も検討が進められています。

表1－(3)ウ 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
町道					
改良率(%)	—	9.2	14.5	20.4	22.9
舗装率(%)	—	77.9	83.4	86.1	86.2
農道					
延長(m)	3,062	3,472	3,472	3,472	4,418
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	3.2	3.7	4.9
林道					
延長(m)	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—	—	—
水道普及率(%)	—	—	92.0	92.8	92.4
水洗化率(%)	—	—	—	81.3	91.8

人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	-	-	6.8	11.1	13.6
--------------------------	---	---	-----	------	------

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域の持続的発展の基本的方針として、少子高齢化施策、人口流出の抑制、移住・定住施策、雇用の創出や産業の振興、観光・レクリエーション拠点の充実及び住民等との協働を進め、地域住民のあらゆる世代の人々が誇りと生きがいを感じ、また、訪れる人々が魅力を感じることができる持続可能で個性豊かなまちづくりを目指すものとします。

本計画では、町の最上位の計画である「第5次九十九里町総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）」に掲げるまちづくりの基本理念「九十九里町町民憲章」に基づき、町の将来像「人、自然、風土を力に 未来に広がる海浜文化都市 九十九里」の実現に向けた次の5つの基本目標に即した施策を展開します。

九十九里町町民憲章（昭和60年7月3日制定）

わたしたちは、自然の環境に恵まれたふるさと九十九里町のかぎりない繁栄を願い、広い交流のもとに、住みよい「海浜文化都市」建設をめざし、ここに、この町民憲章を定めます。

- 一、ふるさとを愛し、環境をととのえて美しいまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、心豊かで、香り高い文化のまちをつくりましょう。
- 一、勤労を尊び、活力にみちた、働きがいのある快適なまちをつくりましょう。
- 一、からだをきたえ、笑顔のあふれた明るいまちをつくりましょう。
- 一、老人にいきがいを、若者には夢のあるしあわせなまちをつくりましょう。

第5次九十九里町総合計画の基本目標

- 1 活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくり
- 2 健やかに生き生きと暮らすまちづくり
- 3 安全・安心に快適に暮らすまちづくり
- 4 生きる力と豊かな心を育むまちづくり
- 5 とともに生きるつながりのまちづくり

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標は、第5次九十九里町総合計画の人口ビジョンによる推計に合わせ、人口に関する目標として、令和7年に人口13,526人、合計特殊出生率1.23を目標とします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価について、町をはじめ関係機関や団体等により実施した施策に対して、数値目標を基に施策の実施状況の点検を行います。その結果については、外部有識者や住民代表等で構成される「九十九里町過疎対策審議会」にて検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「九十九里町公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示し、施設類型ごとの公共施設の現状と課題及び今後の個別施設の更新時期や費用の見込みについて整理しました。

今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、九十九里町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら財政負担の軽減、平準化に留意し持続可能な公共サービスの提供に努めます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の確保・育成

(1) 現況と問題点

近年、田舎暮らしや自然志向の高まりにより、田舎での生活や定年帰農、UIJ ターンなどの都市から地方への移住に対するニーズが増加傾向にあります。また、コロナ禍でテレワークを有効に活用する企業や労働者が増加しており、都市近郊地域への注目度が特に高まっています。

その一方で、少子高齢化や地場産業の低迷等の影響で町内在住の若年層の都市への流出等による人口減少が深刻な問題となっています。

こうした課題を踏まえ、本町の強みである九十九里浜をはじめとする恵まれた自然環境や、都心からの距離の近さ等の優位性を活かした情報発信や、移住希望者に対する相談受付体制の強化に加え、特に若者世代の定住を促進する対応を図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 空き家バンク制度の周知・PRに努め、空き家の有効活用を図るとともに、問い合わせの多い空き地への対応を検討します。

イ 移住希望者に対する相談対応・情報提供の強化とともに、移住者をスムーズに受け入れるための取り組みを推進します。

ウ 観光による交流を1つのきっかけとした交流人口や関係人口の拡大を図り、移住・定住や二地域居住を促進するための体制を強化し、若年層をはじめとする町外への人口流出や少子化への対応策として、住宅取得及び賃貸住宅入居に伴う費用の負担軽減を図るなど、移住・定住施策を推進します。

(3) 事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展特別事業 ・移住・定住 ・地域間交流	移住・定住推進事業 移住支援金 結婚支援事業 町オリジナル婚姻届作成事業 友好姉妹都市交流	町 町 町 町 町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

【農業】

本町の農業は、稲作、トマトやナス、きゅうり等の施設園芸、ネギ等の露地園芸が主体となっています。また、高齢化や担い手の不足などにより農業従事者の減少が顕著であり、今後、遊休農地の増加が深刻化することが予測されます。

このことから、地域の営農体制の構築と農業の多面的機能を発揮させる事業の推進をしており、認定組織と協力し、農地保全や農地の活用による景観形成を行うなど、優良農地の確保に向けた事業を引続き推進する必要があります。

また、集落営農の推進や担い手の育成を図り、農業所得の安定を図る支援が必要です。

【漁業】

本町の漁業を取り巻く環境は、資源の減少、施設の老朽化をはじめ、不安定な魚価や燃料費の高騰と漁業者の高齢化や後継者不足などにより、厳しさを増しています。

このような状況を鑑み、漁業協同組合の経営安定化、水産物のブランド化などによる収益性の向上、新規就業者や後継者の確保・育成などの取り組みに対し、支援する必要があります。

【地場産業】

本町は、かつてイワシ漁で日本一を誇り、現在も多くの水産加工事業所があります。これらの事業所の大半が中小企業であり、売り上げの減少や、後継者不足などの多くの問題を抱えています。

今後は、消費者ニーズの吸い上げ、付加価値のある商品の開発などを推進する必要があります。

【商業】

本町の商業は、経営者の高齢化や後継者不足等による閉店、消費者ニーズやインターネット通販の普及による商品購買形態の変化で厳しい環境が続いています。

特に高齢者にとって身近な商店の減少による利便性の低下は大きな問題となっています。

今後は、商工会と連携を図り、経営安定化の支援や創業相談をはじめとした、地域住民に密着した魅力ある商店街の整備、育成などの対策が必要です。

【観光・レクリエーション】

美しい渚と豊かな緑を持つ九十九里浜では、海釣りや地曳き網のほか、夏期には海水

浴場を開設しており、約 20 万人を超える海水浴客が来遊し、年間を通じてサーフィンを楽しむ人も増えています。

海辺の自然を活かしたビーチバレー、ビーチサッカーなどのスポーツは年々盛んになっており、本町の海岸においてもその様なニーズに応え得る可能性を十分に秘めています。

また、九十九里浜は、「白砂青松 100 選」や「渚百選」に選ばれるなど、日本を代表する海岸であり、従来から映画やドラマ等の撮影のロケ地としても利用されています。

レジャーでは、海釣り体験、地曳き網体験、イチゴをはじめとする摘み取り体験、ガラス工芸体験、海のスポーツ体験など、様々な体験活動が楽しめるほか、「いわしの交流センター」は、いわし資料館とともに、新鮮な魚やグルメを楽しめ、いわし文化の歴史に触れられるなど新たな観光スポットとなっています。

これら自然環境や観光スポットを PR するため、観光協会、「国民宿舎サンライズ九十九里」、「いわしの交流センター」などと連携し、更なる観光情報の発信に努める必要があります。

(2) その対策

【農漁業】

ア 中核的農業者の育成として、地域に即した営農の推進、経営分析、フォローアップなど農業経営の支援及び研修会等によるスキルアップを図ります。

イ 新規就農者に加え、多様な農業の担い手の育成を図ります。

ウ 老朽化や経年劣化に伴う土地改良施設の改善を図るとともに、不動堂地区の湛水防除事業実施に向け必要な調査を行い、面的整備などの生産基盤を整えることを検討していきます。

エ 農地保全や農地集積・集約事業を推進し、優良農地の確保を図るなど、地域全体で総合的な観点から地域営農体制の構築を図ります。

オ 漁業においては、経営の安定化を促進し、担い手の確保・育成を図るほか、貝類の種苗放流事業を引き続き支援するとともに、漁業経営の安定化を図ります。

カ 「九十九里地ハマグリ」など九十九里産品のブランド化の推進・拡大を図ります。

キ 農業者、漁業者、観光関係者が一体となり、地域特性と地域資源を活かした体験型農漁業を推進します。

ク 農業施設（作田農業振興センターなど）の適正な維持管理を行い、地域農業者のコミュニティ活動の活性化を図ります。また、老朽化した施設について解体や代替施設の建設も検討します。

【地場産業】

ア 中小企業の経営の安定化に向け取り組むとともに、生産の協業化や消費者が参加した商品の開発など、新たな生産・流通システムの展開を検討します。

【商業】

ア 住民生活に身近な場所で商業活動を営むことができるよう、新しいサービス展開による商業活動の活性化、地域コミュニティの場としての空き店舗の活用などを支援します。

イ 観光による誘客を図るためには、商業が大きな役割を担うことから、地域住民を巻き込んだイベントなどへの支援に努めます。

ウ 情報サービスなど新たなサービスの起業や人材育成について、関係機関と連携した支援に努めます。

【観光・レクリエーション】

ア 海辺のスポーツといった形で新しい資源を掘り起こしながら、様々な楽しみ方ができるよう、九十九里浜を中心に心身ともにリフレッシュできる空間を提供します。

イ 海や渚の保全を図るため、ビーチクリーン等の活動を行い、来遊客の受け入れ体制を強化します。

ウ 海辺を楽しむことのできる環境づくりを推進するとともに、新たなニーズを捉え、具体化に取り組みます。

エ 様々な体験活動を提供している事業者への支援とともに、事業者間の連携を深め、体験観光の充実に努めます。

オ いわしの交流センター等の観光拠点における事業活動の活発化や、観光協会との連携による観光宣伝、誘客に努めます。

カ 情報発信において大きな影響力を持つ既存メディアの有効活用を図ります。また、フィルムコミッション事業を推進します。

キ 観光施設等（いわしの交流センター、海岸町営駐車場、ビーチタワー、公衆トイレなど）の適正な維持を行います。

ク 地域振興の拠点施設であるいわしの交流センター敷地内に観光公衆トイレを設置し、来誘客の利便性の向上に努めます。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業	土地改良施設維持管理事業 湛水防除事業 農業施設管理事業	町・土地改良区 県・町 町	
	(2) 漁港施設	漁港環境整備事業	県・町	
	(6) 起業の促進	経営安定化促進事業	町	
	(7) 商業 ・その他	商工会支援事業 商店経営改善事業	町 町	
	(9) 観光又はレクリエーション	海水浴場開設事業 九十九里フィルムコミッション事業 観光 PR 事業 観光施設の適正な維持	町 町 町 町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・第1次産業	集落営農推進事業 担い手経営安定化支援事業 農業振興団体育成事業	町 町 町	

		新規就農者支援事業	町	
		漁業担い手育成事業	町・漁業 協同組合	
		多面的機能支払交付金事業	町・活動 組織	
		農地集積・集約化事業	町	
		貝類種苗放流事業	漁業協同 組合	
		九十九里ブランドの育成事業	町・漁業 協同組合	
		体験型漁業推進事業	町・漁業 協同組合	
・商工業・6次 産業化 ・観光	九十九里ブランド推進事業	町		
	海辺のスポーツイベント事業	町		
	広域連携地域活性化事業	町		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
九十九里町全域	① 製造業 ② 情報サービス業等 ③ 農林水産物等販売業 ④ 旅館業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3. 産業の振興」(2) その対策及び(3) 事業計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術（ICT）の進展はめざましく、携帯電話やインターネットは、今や日常生活になくてはならないものとなっています。町内には光ファイバー網が敷設され、通信事業者による高速インターネット接続サービスが提供されていますが、都市部では、更に高速大容量の情報通信ネットワーク環境が整備されつつあります。人口減少が著しい中で、安定的な行政サービスを維持するためにも、住民、企業、来訪者らが、スムーズに情報を得られるよう、情報通信基盤の整備を推進するとともに、ICT を効果的に活用した情報提供に努める必要があります。

(2) その対策

ア 国・県と連携し、町内すべての地域で高速大容量の情報通信ネットワークが利用できる環境整備を推進します。

イ 行政の様々な情報やサービスが住民にとって分かりやすく、簡単に利用できるよう、生活に関するサービスや情報の総合的な提供に努めます。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・ブロードバンド施設	情報通信基盤整備推進事業	国・町・企業	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・情報化	電子自治体の推進事業 情報提供の充実 広聴活動の促進	町 町 町	
	・デジタル技術活用	電子自治体推進事業	町	

5 交通施設の整備，交通手段の確保の促進

(1) 現況と問題点

【道路等】

町内の幹線道路は、東西4路線と南北2路線により格子状の道路網となっています。

また、広域道路として東金九十九里有料道路と九十九里有料道路が整備され、観光や広域アクセスに利用されていますが、九十九里沿岸の更なる交通機能の向上に寄与する重要な路線として、都市計画道路に指定されている主要地方道飯岡一宮線バイパス整備事業の一翼を担う（仮称）新九十九里大橋の早期建設の実現を、引き続き県に要望していく必要があります。

町道については、生活インフラの長寿命化を図るため、舗装修繕計画に基づき対応を図っていますが、町道の大半が幅員の狭い道路であるため、安全な道路環境整備が課題となっています。また、橋りょうについては、予防保全型の維持管理を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき利用者の安全を確保するための補修工事を実施しています。

【公共交通】

公共交通は、買い物、通院、通学など住民の日常生活に欠かせない交通手段ですが、人口減少や高齢化、更には、自家用車への依存傾向が強いため、バス利用者は年々減少傾向にあり、減便や不採算路線の増加など本町の公共交通事情は一段と厳しくなっています。

また、同時に高齢化の進展による高齢ドライバーの交通事故増加や、自動車運転免許の自主返納者の増加により、公共交通の必要性は一層高まっている中、住民の重要な交通手段を確保するため、対策が急務となっています。

(2) その対策

【道路等】

ア （仮称）新九十九里大橋を含む主要地方道飯岡一宮線バイパス整備を促進します。

イ 住民生活に密着した町道の維持補修や側溝整備を推進します。また、橋りょうの長寿命化に向けた維持管理を実施します。

ウ 地域住民の意見を考慮した安全で快適な道路環境の整備を図ります。

【公共交通】

ア 国・県・町、地域、事業者と連携し、公共交通利用環境の向上と住民への周知を図るとともに、地域公共交通に愛着を持ち、共に守るという意識の醸成に努めます。

イ 高齢者や障がい者、子育て世帯がいつまでも地域で生活できるよう、交通手段の充実や支援を図ります。

ウ JR東金線複線化促進協議会による利便性向上を図る一方、交通弱者対策に取り組めます。

エ 九十九里町公共交通計画を策定し、交通弱者対策や利用環境の向上と利用促進を図るとともに、地域公共交通に愛着を持ち、共に守るという意識の醸成に努めます。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 ・道路	道路維持補修事業 町道 1-1 号線 (舗装補修) 町道 1-3 号線 (舗装補修) 町道 1-5 号線 (舗装補修) 町道 1-6 号線 (舗装補修) 町道 1-7 号線 (舗装補修) 町道 2-1 号線 (舗装補修) 町道 2-3 号線 (舗装補修) 町道 2-5 号線 (舗装補修) 町道 2-8 号線 (舗装補修) 町道 1079 号線(舗装補修) 町道 3027 号線(舗装補修) 町道 3028 号線(舗装補修) 町道 3041 号線(舗装補修) 町道 4003 号線(舗装補修) 町道 4012 号線(舗装補修) 町道 4057 号線(舗装補修) 町道 5004 号線(舗装補修)	町	
		路面性状調査 舗装修繕計画	町 町	

	町道改築事業 広域農道整備事業	町 町	
	舗装新設事業 町道 5052 号線(舗装新設)	町	
	測量・設計業務	町	
・橋りょう	(仮称) 新九十九里大橋の 建設促進 橋りょう補修事業 八日市場橋(橋梁補修) 右衛門川橋(橋梁補修) 後田橋(橋梁補修) 細屋敷川 3 号橋(橋梁補修) 浜川 1 号橋(橋梁補修) 浜川 3 号橋(橋梁補修) 浜川 4 号橋(橋梁補修) 浜川 5 号橋(橋梁補修) 浜川 8 号橋(橋梁補修) 浜川 10 号橋(橋梁補修) 浜川 11 号橋(橋梁補修) 中間排水 1 号橋(橋梁補修) 大幹排豊海 16 号橋(橋梁補修) 真亀橋側道橋(橋梁補修) 真亀橋(橋梁補修) なかよし橋(橋梁補修) 西野橋(橋梁補修) 山の神橋(橋梁補修)	県・町 町	
	橋梁点検 橋梁長寿命化修繕計画 橋梁補修設計業務	町 町 町	
・その他	県道整備事業の促進 生活道路排水整備事業 町道 1-10 号 (樋管改修)	県・町 町	

	町道 1004 号線(排水整備) 町道 2046 号線(排水整備) 町道 2065 号線(排水整備) 町道 2069 号線(排水整備) 町道 2079 号線(排水整備) 町道 2085 号線(排水整備) 町道 2086 号線(排水整備) 町道 4057 号線(排水整備) 町道 4093 号線(排水整備) 町道 4119 号線(排水整備)		
	測量・設計業務 排水施設管理事業(排水機 場) 交通安全施設整備	町 町 町	
(9) 過疎地域 持続的発展特別 事業 ・公共交通	公共交通対策事業 公共交通施策推進事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

【自然環境の保全】

本町は、九十九里浜や真亀川、作田川などの豊かな自然環境を有しています。海浜地域に生息する植物や河川緑地の水辺生物など、本町の風土が育ててきたすぐれた自然環境の価値を十分認識した地域づくりを推進する必要があります。

【水道及び汚水処理施設・ガス施設】

本町の上水道は、山武郡市広域水道企業団による給水により、町内ほぼ全域をカバーしています。一方で、汚水処理については、生活雑排水により河川や用水路の汚濁が大きな課題となっています。

今後は、合併処理浄化槽の普及促進や農業集落排水への接続の推進を図る必要があります。

ガス施設については、地方公営企業によるガス事業運営により、町全域への供給網の整備を完了しています。一方で、供給施設の経年劣化対策が大きな課題となっています。

【循環型社会・ゴミ処理・し尿処理】

本町の廃棄物処理は、家庭ゴミ等を東金市三市町清掃組合、し尿等を山武郡市広域行政組合の施設で広域処理しています。

ゴミの処理については、ゴミを資源として活用する循環型社会の構築を目指し、9種分別を行い、リデュース・リユース・リサイクルの3R運動の推進により、ゴミの減量化に取り組んでいます。現在稼働中のゴミ処理施設の老朽化等を要因として、令和10年度の稼働を目標に新たなゴミ処理施設の整備に取り組んでいます。

し尿処理については、区域の処理人口の減少と合わせ、農業集落排水や浄化槽の普及が進むなか、既存施設の稼働時との変化に対応できるよう、適正処理に努めています。

【町営住宅】

昭和55年に建設された町営住宅（粟生団地・片貝東団地）は、老朽化が進んでいるため、今後の方向性について検討が必要です。

【防災・防犯の推進】

防災体制は、全国的に大規模な災害が発生を踏まえ、情報伝達機能の充実や住民の防災意識の普及、啓発に努めています。消防、救急体制は、山武郡市広域行政組合（常備消防）による広域的な体制が確立していますが、様々な災害に対し、地域で対応するため消防団員の確保に努めています。

しかしながら、防災人材や消防団員の確保が課題であり、引き続き防災力・消防力の維持に向け計画的な取り組みが必要となります。

犯罪の発生件数は、減少傾向にありますが、高齢者を狙った詐欺や架空請求など手口が巧妙化、悪質化に対応するため警察等関係機関と連携強化を図ります。

(2) その対策

【自然環境の保全】

ア 住民の環境美化への意識の高揚に努め、地域や各種団体と協働して環境美化を推進します。

イ 海や渚の保全を図るため、ビーチクリーン等の活動を行い、来遊客の受け入れ体制を強化します。また、九十九里地域の養浜と施設整備を組み合わせた侵食対策を図ります。

ウ 真亀川、作田川の河川改修による治水対策を促進します。

エ 真亀川総合公園施設の利用促進と併せ、施設の維持管理の充実を図ります。

【水道及び汚水処理施設・ガス施設】

ア 安全で良質な水を安定的に供給するための上水道事業の持続可能な運営を図ります。

イ 九十九里町汚水適正処理構想に基づき、地域の実情に即した浄化槽の設置や農業集落排水への接続を推進します。

ウ 公共用水域の水質改善に向けた取り組みとして、関係機関との連携・指導体制を強化し、公害の発生防止に努めます。

エ 公営ガスの安定供給を図るため、供給施設の適正な管理や計画的な経年管の更新に努めます。

【循環型社会・ゴミ処理・し尿処理】

ア 資源循環型社会の形成に向け、住民、事業者、町が協働して3R運動の実践に努め、ごみの減量と再資源化を図ります。

イ 東金市外三市町清掃組合で広域的にごみ処理を行うことにより、効率的な処理を

しており、引き続き広域処理体制の充実に努めます。

ウ ごみ処理施設（環境クリーンセンター）の老朽化に伴う新ごみ処理施設の整備を計画的に実施します。

エ し尿処理施設（環境アクアプラント）の計画的な施設運営に努めます。

【町営住宅】

ア 町営住宅（粟生団地・片貝東団地）の計画的な施設運営に努めます。また、今後の方向性について検討を進めます。

【防災・防犯の推進】

ア 災害時に的確な対応ができるよう、県・町の防災システム等による災害対応の体制づくりや緊急情報を迅速に伝達できるよう防災行政無線の維持管理、非常用物資の備蓄を推進します。

イ 大規模災害時には、本町のみでの防災体制では対応できないことから、他市町村や広域、関係機関との協力・連携の強化を図ります。

ウ 防災啓発活動や過去の災害教訓の伝承により、住民の防災意識の向上や学校等における防災教育の推進、防災訓練の充実を図ります。また、家庭での災害の備えや旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化などを促進します。

エ 自主防災組織の設置や育成を図るとともに、リーダーの育成、女性の参画、防災ネットワークづくりなど、自主防災体制の強化に努めます。

オ 災害発生時に住民の安全が確保できるよう、避難行動要支援者等の支援体制づくりや避難場所の周知を図ります。

カ 本町の津波避難計画において、自動車での津波避難困難者はゼロだが、歩行者の津波避難困難者が解消されていない状況であるため、津波避難タワーの整備を図ります。

キ 地域消防力の要となる消防団員の確保に向け、入団しやすく活動しやすい環境整備を図るとともに、消防団員が減少しても様々な災害に対応できるよう機能別消防団員制度の導入を検討します。

ク 消防団資機材、装備の整備拡充を図るとともに、消防機庫の維持補修、消防水利の確保を図ります。

ケ 住宅防火対策として、引き続き住宅用火災報知器の設置を促進します。

コ 地域住民の防犯意識の向上を図るとともに、警察との連携のもと、自主防犯組織の育成・拡充、地域ぐるみの防犯活動の促進を図ります。

サ 地域における防犯灯の維持管理など、防犯環境の整備を図ります。

シ 警察、交通安全協会と連携を図り、交通事故防止に努めます。

ス 消費者問題の種類が多様化しており、消費者生活相談員の確保及び育成を図るとともに、関係機関や広域連携により対応を強化します。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 ・農業集落排水施設 ・その他	農業集落排水事業	町	
		排水浄化施設整備促進事業 排水路等浄化事業	町 町	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 ・し尿処理施設	東金市外三市町清掃組合負担金(ごみ)	東金市外三市町清掃組合	
		山武郡市広域行政組合負担金(し尿処理)	山武郡市広域行政組合	
	(4) 火葬場	山武郡市広域行政組合負担金(斎場)	山武郡市広域行政組合	
	(5) 消防施設	消防施設の整備 消防ポンプ自動車整備事業 (第8分団第3部)	町 町	

	(第7分団第1部) (第2分団第2部)		
	山武郡市広域行政組合負担金(常備消防)	山武郡市広域行政組合	
(6) 公営住宅	町営住宅の適正な維持	町	
(7) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
・生活	交通安全推進事業 交通安全施設整備事業 交通災害共済加入推進事業	町 町 町	
・環境	海辺の環境整備事業 海岸侵食対策事業の促進 水質保全事業 公園遊具安全対策事業 環境保全対策事業 資源回収運動推進事業 上水道推進事業 水質等調査事業 ゴミゼロ運動推進事業 環境美化推進事業 ごみの適正処理の推進 公害防止対策	町 県・町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
・防災・防犯	災害情報伝達事業 防災備蓄品管理事業 災害応急対策の確立 災害協定の締結推進 防災意識向上事業 住宅の耐震化の促進 自主防災組織支援事業 消防団員の活動環境整備 防火意識向上事業 防火対策の推進 自主防犯組織の拡充 防犯対策の推進	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

		防犯灯の設置及び維持管理	町	
		防災施設の適正な維持	町	
	(8) その他	消費生活事業	町	
		公営企業の経営健全化	町	
		経年管対策事業	町	
		ガスの安定供給	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

【児童福祉】

本町は、2幼稚園と4保育所を統合し、平成31年にこども園2園化を完了し、就学前児童の教育保育環境を整備しました。子育て支援センターや、こども園開放では育児に関する情報提供、相談に対応しています。

また、小学生を対象に学童クラブを3クラブ設置、平成29年度から利用学年の撤廃等を行い、事業を拡充しました。しかしながら、近年子育てに対するニーズの多様化、環境の大きな変化に対応するため、児童福祉施設の安定的な運営と、きめ細やかな支援を推進する必要があります。

【高齢者福祉】

本町の高齢者福祉は、高齢者が住み慣れた地域や自宅で安心して生活できるよう健康づくりや介護予防に取り組んでいます。

今後、高齢化が進む中、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、児童委員等が連携を図り、地域みんなで支えあう活動を推進し、さらなる地域ケア体制の充実に努める必要があります。

【障害者福祉】

本町の障がい者福祉は、障がい者の高齢化、重度化の進行により、障がいのある人とその家族の支援が重要となっています。このため、「障害のある人もない人も助け合い支え合って共に生きる 九十九里」を基本理念に、誰もが地域で自立した生活ができるよう関係機関と連携し支援を進めていく必要があります。

【健康管理】

本町の疾病構造は、全国的な傾向と同様に生活習慣病が死因の上位を占めています。現在は、生活習慣病に重点をおいた検診、健康相談、食育などの活動を推進しています。また、妊婦や乳幼児に対する母子保健サービスを行い、子育てや親子の健康づくりに関する知識の普及などに取り組んでいます。

引き続き、年代や状況に応じた、きめ細やかな支援を推進していきます。

(2) その対策

【児童福祉】

ア 子育てに伴う経済的負担の軽減及びひとり親家庭への相談や関係機関との連携の充実を図ります。

イ 児童虐待については、関係機関の連携強化により早期発見・早期対応を図ります。

ウ 少子化・核家族化が進み、それぞれの家庭の環境は、より複雑になっていることから、それぞれの段階に対応した、より細かな支援を図ります。

エ 就学前児童の教育・保育ニーズに対応し、こども園の円滑な整備及び運営を図ります。

オ 放課後児童クラブは、安定した運営方法について検討します。

カ 子育て支援施設の適正な管理を行います。

【高齢者福祉】

ア 高齢者が気軽に参加できる健康教室や介護予防の取り組みを強化します。

イ 介護予防拠点施設「ちどりの里」は、高齢者のニーズを踏まえながら、高齢者の様々な活動の情報提供やきっかけづくりに努めます。

ウ ダイヤモンドクラブ（老人クラブ）の自主活動を支援します。

エ 働く意欲のある高齢者が就労の場を得ることができるよう、シルバー人材センターを支援します。

オ 地域包括支援センターを中心に、高齢者が在宅で生活を続けられるよう、地域ケア体制の充実に努めます。

カ 認知症に関する正しい知識と理解を図るとともに、認知症初期集中支援チーム員の安定的な人員確保・育成を通して認知症の方やその家族の支援に努めます。

キ 社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域住民、ボランティアによる地域福祉活動の充実に努めます。

【障害者福祉】

ア 発達の遅れや、特性のある子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、支援に努めます。

イ 自立した日常生活や社会生活が送れるよう、相談支援体制の強化とともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

ウ 障がいについての理解を深め、障がい者が自立した生活を送り、様々な活動への参加が広がるよう努めます。

【健康管理】

ア 各種健（検）診の受診率向上を図るとともに、生活習慣病の予防をはじめ、町国民健康保険第2期データヘルス計画における重点取組とした糖尿病の所見や腎機能の低下が見られる人に対する重症化予防の実施、指導の強化に努めます。

イ 食生活改善推進員の協力を得ながら住民の健康意識の啓発・向上を図り、自らが生活習慣を見直し、改善に取り組むことができるよう、地域ぐるみで健康づくり運動を進めます。

ウ 新型コロナウイルスといった新たな感染症への対策については、関係機関との連携のもと、これまでの取り組みを活かした予防に努めます。

エ 妊婦健康診査や乳幼児健診の未受診者を防ぎ、費用の助成を継続します。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	こども園園開放 こども園運営 子育て施設の適正な維持 かたかいこども園施設整備事業	町 町 町 町	
	(3) 高齢者福祉施設 ・その他	介護予防拠点施設ちどりの里の適正な維持	町	
	(5) 障害者福祉施設			

	・その他	福祉作業所の適正な維持	町	
	(6) 母子福祉施設	子育て世代包括支援センター事業	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	地域福祉センター・保健センターの適正な維持	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	・児童福祉	子育て支援センター事業 子どもの医療費助成事業 一時保育事業 子育て相談事業 放課後児童健全育成事業	町 町 町 町 町	
	・高齢者・障害者福祉	介護予防事業 ちどりの里介護予防事業 高齢者自主活動の支援 高齢者の就労支援 自立支援型地域ケア会議の開催 成年後見制度利用支援事業 認知症対策推進事業 高齢者見守り推進事業 緊急通報システム貸与事業 生活支援体制整備事業 自立支援給付事業 障害児通所給付事業 地域生活支援事業 福祉タクシー利用助成事業 重度心身障害者等給付事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
	・健康づくり	各種検（健）診周知啓発事業 健康相談及び保健指導事業	町 町	

		食の健康づくり支援事業	町	
		健康づくり活動の推進	町	
		感染症予防の推進事業	町	
		予防接種周知事業	町	
		短期人間ドック助成事業	町	
		特定健康診査等事業	町	
	・その他	児童虐待防止	町	
	(9) その他	妊娠・出産支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

高齢化や疾病構造の変化に伴い、医療に対するニーズは、ますます多様化・高度化しています。町内には1病院4診療所、5歯科医院があり、東金市に地域の救急医療及び急性期医療を担う東千葉メディカルセンター（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター）を整備し、医療体制の充実を図っています。

また、地域救急医療体制については、初期救急医療として夜間・休日急病診療所及び在宅当番医制によって、二次救急は二次救急医療機関の輪番制で分担しています。

(2) その対策

ア 医療に対する住民ニーズに対応するための医療体制の充実に努めるとともに、地域中核病院である東千葉メディカルセンターの適切な運営や、救急医療の充実に努めます。

(3) 事業計画

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 ・病院	地域医療中核病院の維持事業 地域医療体制整備事業	地方独立 行政法人 地方独立 行政法人	
	・診療所	夜間や休日における地域救急医療体制事業 かかりつけ医推進事業	山武郡市 広域行政 組合 町	
	(3) 過疎地域 持続的发展特別 事業 ・その他	看護師修学資金貸付事業	町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

【学校教育】

本町では、社会の変化に対応できる「生きる力」を身につけるため、指導方法を工夫し、確かな学力向上を目指しています。また、児童生徒の教育を学校だけで完結させるのではなく地域や家庭の学校経営への参画を促しています。

今後は、児童生徒数の減少が見込まれるため、小中学校のあり方、給食事業のあり方を地域ぐるみで検討していく必要があります。また、家庭教育学習の推進や、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援等、適切かつ細やかな学校教育を進めていく必要があります。

【生涯学習・スポーツ】

本町は、中央公民館、つくも学遊館を拠点に生涯学習活動を展開しています。生涯学習に対するニーズは多様化、高度化しており、こうした傾向に対応できる環境整備が必要です。

また、施設の適切な修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図る必要があります。

(2) その対策

【学校教育】

ア 児童生徒の学習内容の理解が深まるよう、指導方法の工夫により、「確かな学力」の向上を図ります。

イ 「豊かな心」を育むことができるよう、「心の九十九里ルール」の定着を図るとともに、道徳教育の推進を図ります。

ウ 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な就学指導を図ります。

エ 学校施設の老朽化対策に引き続き取り組みます。

オ 児童生徒数の推移を踏まえ、九十九里町立小学校及び中学校の将来を展望した学校のあり方について検討します。

カ 児童生徒の減少に対応した給食事業のあり方を検討します。

キ 学校・家庭・地域・企業が課題を共有し、課題解決の手立てを示すことで、より質

の高い教育を目指します。

ク 地域の協力を得ながら、豊かな自然や郷土文化に触れる機会を増やします。

ケ 家庭教育の支援とともに、学校・家庭・地域・企業の連携による社会全体の教育力の向上を図ります。

コ 子どもの多い世帯の児童生徒の給食費を補助し、保護者の経済的負担を軽減します。

【生涯学習・スポーツ】

ア 多様な学習ニーズに対応できる学習内容や学習情報を提供するとともに、生涯学習リーダーや団体の育成など、学習活動の充実を図ります。

イ 生涯学習の成果をまちづくりに活用できるような機会の提供を図ります。

ウ 生涯学習施設等（中央公民館、つくも学遊館、野球場など）は、適切な維持・管理による長寿命化を図ります。

(3) 事業計画

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設	・校舎	学校施設の適正な維持	町
			九十九里小学校エレベーター改修事業	町
			九十九里中学校防火シャッター改修事業	町
		・給食施設	学校のあり方についての検討	町
			学校給食事業のあり方の検討	町
			安全・安心な学校給食の提供	町

	給食施設の適正な維持	町	
(3) 集会施設、体育施設等			
・ 公民館	生涯学習施設の適正な維持 中央公民館長寿命化改修事業	町 町	
・ 体育施設	野球場の利用促進 体育施設の適正な維持	町 町	
(4) 過疎地域 持続的発展特別事業			
・ 義務教育	小中学生の基礎・基本の定着 ICT 機器を活用した情報教育の充実 外国語活動の充実 体験学習を重視した「生きる力」を育む総合的な学習の時間の推進 「豊かな心」の育成を目指した道徳教育の推進 地域とともにある学校を実現する 水泳学習業務委託事業 学校給食費補助事業（学校給食費無償化）	町 町 町 町 町 町 町 町	
・ 生涯学習・スポーツ	生涯学習推進体制の充実 生涯学習推進事業 通学合宿の実施 学校体育施設の開放 団体及び指導者の育成・強化 社会体育活動事業の実施 スポーツ協会加盟団体の活	町 町 町 町 町 町 町	

	・その他	動支援		
		海岸スポーツ推進	町	
		就学指導と特別支援教育の充実	町	
		教育相談の充実	町	
		教職員の研修の充実	町	
		教職員の ICT 環境の充実	町	
		家庭教育推進事業	町	
		子ども会活動の充実	町	
		青少年活動の充実	町	
		ジュニアリーダーズクラブ活動の充実	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

【空き家・空き地の有効活用】

近年、田園回帰により都市部から農村部への移住を希望する人や、新型コロナウイルスをきっかけに地方移住を決断する人など、様々な形で地方に生活や仕事の拠点を求める人が増加しています。都市部から短時間の移動で豊かな自然を満喫できる本町では、このような移住希望者の受け皿として、空き家や空き地の有効活用を推進することが、移住・定住につながると考えられます。

現在、空き家バンク事業を運用していますが、空き家の登録件数が少ないため、登録件数の増加につながる取り組みによる移住者の受け皿の確保が求められています。また、荒廃した空き地の有効活用も検討する必要があります。

今後は、移住・定住を推進するにあたり、商工業・観光振興による雇用創出や、住環境・子育て環境の整備など、組織の横断的な連携による施策を検討する必要があります。

【住民協働】

近年は核家族化や単身世帯の増加により、家族による支え合いが困難な住民が増え、同時に社会構造や住民意識の変化による地域のつながりも希薄化しています。その結果、虐待、孤立死（孤独死）が社会問題化するなど、地域課題は多様化、複雑化しており、従来の施策だけでは解決が難しい状況となっています。

このような状況の中、大規模な自然災害が頻発しており、地域住民による日常的な支え合いの重要性が改めて認識されています。

このため、ボランティア活動などに参加する意識の醸成や、地域コミュニティに関わる様々な主体によるネットワークの構築、地域を支える人材の育成により、時代に即した新たな支え合いを確立する必要があります。

【都市基盤・居住環境の整備】

九十九里町の全域が都市計画区域に指定されている中、海岸沿いに位置する市街地には、家屋が密集し、建物の老朽化や建て詰まりのほか、道幅の狭い道路、公園の不足など、防災面や居住環境面で様々な課題を抱えています。

このため、都市計画マスタープランに基づき、住民が将来にわたって住み続けることのできるまちづくりを推進するため、都市計画区域の見直しや土地利用誘導施策の導入についての検討し、さらには狭隘道路の改善及び解消に努める必要があります。

(2) その対策

【空き家・空き地の有効活用】

ア 空き家・空き地情報の収集や所有者に対する建物・土地の情報提供の働きかけを行い、空き家・空き地バンク登録物件数を増加させるとともに、所有者・利用者それぞれを支援する制度を継続し、移住者の増加を図ります。

イ 空き家の実態の把握やデータベースを整備するとともに空家等対策計画を策定します。

【住民協働】

ア 情報の共有が図られ、協働のまちづくりにつながる仕組みをつくります。

イ 住民参加の場へ多くの住民の参画を促すとともに、活動への参加を通じて地域づくりへの若者、高齢者、女性の参画を促進し、地域の担い手の育成を図ります。

ウ 自治区、子ども会等の自主的な地域づくり活動や、自治区の再編、地域コミュニティを支える人材の育成などを通して、地域コミュニティ活動への支援を図ります。

【都市基盤・居住環境の整備】

ア 良好な市街地環境の形成や快適な住環境等を実現するため、平成11年度に策定した「まちづくり計画」の見直しを行うとともに、将来にわたり安全で安心に暮らすことのできる地域社会の実現に向け都市計画事業の推進を図ります。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 ・集落整備	空き家・空き地バンク事業 空家等対策事業 地域づくりの担い手育成事業 地域コミュニティ活動支援事業 都市計画事業	町 町 町 町 町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、文化団体連絡協議会を中心とした同好会活動の発表の場として毎年文化祭を、また郷土芸能を一堂に介した発表の場として3年に1度の郷土芸能まつりを開催しています。郷土芸能については、後継者の確保が課題となっているため、町内小学校で郷土芸能や和楽器に触れる機会を設け、子どもたちを文化の継承者として育成する学習を推進しています。

また、「いわしの交流センター」を魅力発信基地として開設しています。ここでは、地元の水産物を使った「ご当地メニュー」の提供等により多くの人を集めています。

引き続き、「心の豊かさ」が重視される時代のニーズに合わせた事業の推進をしていく必要があります。

(2) その対策

ア 食文化を大切にする住民意識の高揚を図るとともに、本町を訪れる人が食を通して楽しさと心の豊かさを味わうことのできる食のまちづくりを推進します。

イ 「いわしの交流センター」を拠点に、食及び食の周辺文化を活用し、消費者との活発な交流を図ります。

ウ 多様な学習ニーズに対応できる学習内容や学習情報を提供するとともに、生涯学習リーダーや団体の育成など、学習活動の充実を図ります。

エ 生涯学習の成果をまちづくりに活用できるような機会の提供を図ります。

オ 文化団体連絡協議会の活動支援を図り、事業の充実に努めます。

カ 郷土芸能の活性化に向けた支援と保存・伝承を推進します。

キ 文化財の保護に努め、住民が文化財に関心を持つことができるよう、活用方法を検討します。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振	(2) 過疎地域			

興	持続的発展特別事業 ・地域文化振興	芸術文化活動事業 芸術文化活動推進事業 郷土芸能の保存・継承 文化財の保存・活用 伊能忠敬記念公園の適正な維持 旧いわし博物館の解体	町 町 町 町 町 町	
	(3) その他	食のまちづくり推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球規模の課題となる気候変動問題の解決に向けた地域づくりが求められています。そのため、環境の保全に配慮し、脱炭素化社会に考慮した、風力など地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進が求められています。

(2) その対策

ア 九十九里沖洋上風力発電事業の実現に向け推進します。

イ 地球温暖化問題に対応するため、カーボンニュートラルを推進します。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域再生可能 エネルギーの利用の 推進	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 ・再生可能エネ ルギー利用	洋上風力発電事業 地域再生可能エネルギー推 進事業	町 県・町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

【役場庁舎】

災害時の防災拠点として重要な役割を担う役場庁舎については、築54年が経過し、耐震性に問題があることから、建て替えの必要があります。

【男女共同参画社会】

本町では、千葉県男女共同参画社会地域推進員を活用した広報・啓発活動や、審議会等における女性委員の登用促進、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する研修の開催など、男女共同参画社会づくりに向けて様々な取り組みが進められています。

男性も女性も、個性と能力に応じ、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、性別による役割分担意識の是正に向けた意識啓発や、家庭や職場、地域、行政など様々な場において男女共同参画を実践するための環境整備を促進していくことが求められます。

(2) その対策

【役場庁舎建設】

ア 災害時の防災拠点となる役場庁舎については、平常時に効率的に業務を遂行でき、災害時にもその機能を維持して業務が継続できる施設の建設計画を進めます。

【男女共同参画社会】

ア 男女共同参画社会に向け、男女共同参画基本計画を策定し、情報の発信や住民が参加しやすい講演会、研修会の実施、各種団体との連携・交流等の取り組みを実施し、意識改革や機運醸成を図ります。

イ 男女共同参画基本計画のもと、事業所等に対し、育児休業や介護休業制度等に関する啓発を行うとともに、行政においてもこれを推進することにより、男女がともに働きやすい就労環境の整備を推進します。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し必 要な事項		人権教育推進事業	町	
		人権相談支援事業	町	
		DV 対策事業	町	

		男女共同参画推進事業 新庁舎整備事業	町 町	
--	--	-----------------------	--------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

14 事業計画（令和4年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業 ・移住・定住	移住・定住推進事業 (内容) 住宅取得奨励金 新築住宅及び中古住宅を 購入した対象者に対し住宅 購入費用の補助を行う (必要性) 人口減少対策に よる地域の活性化 (効果) 修正案: 移住・定住 者の増加による地域の活性 化	町	
		移住支援金 (内容) 移住支援金 東京23区(在住者又は 通勤者)から本町に移住・就 業した方に、一定条件のも と支援金を支給する (必要性) 人口減少対策に よる地域の活性化 (効果) 移住・定住者の増加 による地域の活性化	町	
		結婚支援事業 (内容) 婚活イベント・結婚 相談事業等 (必要性) 人口減少対策に よる地域の活性化 (効果) 地域の活性化によ る移住・定住者の増加	町	
		町オリジナル婚姻届作成事 業	町	

		<p>(内容) 慶事における一生ものの記念づくり</p> <p>(必要性) 人口減少対策による地域の活性化</p> <p>(効果) 結婚世代に支持されるまちづくり</p>		
	・地域間交流	<p>友好姉妹都市交流</p> <p>(内容) 友好姉妹都市交流事業</p> <p>(必要性) 妹都市交流事業を実施し、教育、文化、産業、経済等の交流を通じて、住民相互の親善と両町の地域活性化を促進</p> <p>(効果) 地域の活性化による移住・定住者の増加</p>	町	
2 産業の振興	<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>・第1次産業</p>	<p>集落営農推進事業</p> <p>(内容) 地域に即した営農方針「人・農地プラン」の見直し</p> <p>(必要性) 地域の実情に沿った「人・農地プラン」の実質化を推進し、遊休農地の効率的な活用や農地集積の促進を図る</p> <p>(効果) 遊休農地の効率的な活用や農地集積の促進による農業振興の活性化</p>	町	
		<p>担い手経営安定化支援事業</p> <p>(内容) 関係機関と連携した認定農業者（農業経営改善計画認定）の推進</p> <p>(必要性) 中核的農業者を</p>	町	

		育成し農業者経営基盤の強化を図る (効果) 農業者の経営安定化	
		農業振興団体育成事業 (内容) 農業振興会各部会に対し補助金を交付 (必要性) 講習会などによる知識・技術の習得 (効果) 農業振興の活性化	町
		新規就農者支援事業 (内容) 相談対応や農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者への営農サポートを行う (必要性) 就農開始の農業経営を支援し新規参入の促進を図る (効果) 新規就農者数の増加・担い手の確保	町
		漁業担い手育成事業 (内容) 漁業協同組合と連携し、漁業者の経営安定化を図り、漁業の担い手育成に向けた改善を図る (必要性) 漁業振興を推進し、漁業を中心とした地域の活性化を図る (効果) 漁業を中心とした地域の活性化	町
		多面的機能支払交付金事業 (内容) 活動組織へ補助金の交付 (必要性) 農業、農村の有する多面的機能の維持や発揮を図るために支援を行い、	町

	<p>地域資源の適切な保全管理を推進する (効果) 農村環境の保全</p>		
	<p>農地集積・集約化事業 (内容) 農地の貸付けをした所有者に対し補助金を交付 (必要性) 農業経営の縮小・廃止や担い手の不足に伴う遊休農地の拡大防止 (効果) 農業経営の効率化、担い手の確保</p>	町	
	<p>貝類種苗放流事業 (内容) 貝類の種苗やヒラメ稚魚等の放流 (必要性) 漁業資源の確保及び漁業者の収入の安定化 (効果) 安定的な水産資源の確保</p>	町	
	<p>九十九里ブランドの育成事業 (内容) ブランド化促進へ魚食普及や観光連携等の支援・検討 (必要性) 地域資源のブランド化による付加価値向上と消費拡大 (効果) 千葉ブランド水産物「九十九里地はまぐり」の付加価値の向上及び消費拡大</p>	町	
	<p>体験型漁業推進事業 (内容) 漁業資源を活かした体験型漁業の検討・推進 (必要性) 活力ある産業振興のため地域資源を活用し</p>	町	

	た魅力的な農漁業の振興 (効果) 農漁業の担い手確保、交流人口・関係人口の増加		
・商工業・6次産業化	九十九里ブランド推進事業 (内容) 九十九里ブランド開発、販売に向けた取り組み支援 (必要性) 九十九里ブランドとして新商品の開発・販売に向けた取り組みを支援し、付加価値の向上を図る (効果) 付加価値の向上及び消費拡大	町	
・観光	海辺のスポーツイベント事業 (内容) 九十九里浜を活用したスポーツイベントの主催、各種団体によるイベントの誘致を目的とした浜辺の環境整備を実施 (必要性) 通年でのイベントの開催や誘致することで、地域の賑いを創出 (効果) 交流人口・関係人口の増加	町	
	広域連携地域活性化事業 (内容) 九十九里地域の魅力を効果的・定期的にPRできる事業の開催 (必要性) 広域連携により実施することで、大規模なイベントや事業の実施による更なる魅力の発信 (効果) 地域の活性化、交流人口・関係人口の増加	町	

3 地域における情報化	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 ・情報化	電子自治体の推進事業 (内容) 国・県・他市町と連携し、電子自治体の推進について協議・検討を行う (必要性) 国の情報政策の動向を踏まえ、広域連携のもと、ICTを活用した業務の効率化を図る (効果) 住民利便性向上による地域の活性化	町	
		情報提供の充実 (内容) 広報誌の発行、ホームページ、SNS 等による行政情報を始めとする地域情報の発信 (必要性) 最新の行政情報や町の魅力発信等、地域に密着した情報提供の充実を図り町のPRを推進する (効果) 町の魅力発信による地域の活性化、移住・定住者の増加	町	
		広聴活動の促進 (内容) 町長への手紙、行政モニター、その他問い合わせフォーム等による意見や要望の受け付け (必要性) 町政に対し意見や要望を受け付け町政運営の参考とする (効果) 地域の活性化	町	
	・デジタル技術 活用	電子自治体推進事業 (内容) 電子申請手続の利	町	

		<p>用促進</p> <p>(必要性) 迅速かつ正確な情報提供が行えるよう、情報処理体制の充実に努め電子自治体の基盤を強化する</p> <p>(効果) 住民生活の利便性向上</p>		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通	<p>公共交通対策事業</p> <p>(内容) 公共交通会議の実施、地域公共交通の継続運行に向けた支援</p> <p>(必要性) 地域公共交通の継続運行による交通機能の確保及び向上</p> <p>(効果) 地域経済の活性化、交通機能の確保及び生活の質の向上</p>	町	
		<p>公共交通施策推進事業</p> <p>(内容) 公共交通計画を策定し、地域性にあった公共交通施策の展開を行う</p> <p>(必要性) 高齢者や障がい者、子育て世帯等に必要な交通手段の充実や支援を行う</p> <p>(効果) 地域経済の活性化、交通機能の確保及び生活の質の向上</p>	町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 ・生活	<p>交通安全推進事業</p> <p>(内容) 交通安全の推進と</p>	町	

	<p>交通事故防止を図る (必要性) 安心安全な生活環境の確保 (効果) 安全な生活環境の確保による地域活性化</p>		
	<p>交通安全施設整備事業 (内容) 交通事故防止に必要な施設整備 (必要性) 安心安全な生活環境の確保 (効果) 安全な生活環境の確保による地域活性化</p>	町	
	<p>交通災害共済加入推進事業 (内容) 交通事故の救済対策を目的とし周知を図る (必要性) 安心安全な生活環境の確保 (効果) 安全な生活環境の確保による地域活性化</p>	町	
・環境	<p>海辺の環境整備事業 (内容) 海岸への施設環境整備及び海岸駐車場整備 (必要性) 交流人口の増加を目的に海辺の環境整備を図る (効果) 地域経済の活性化</p>	町	
	<p>海岸侵食対策事業の促進 (内容) 九十九里浜侵食対策計画に基づき、減少した砂浜の回復・保全を図る (必要性) 越波などの被害から居住地の安全性を確保する (効果) 居住地の浸水被害の防止</p>	県・町	
	<p>水質保全事業</p>	町	

	<p>(内容) 公共水域の水質保全に対する意識啓発の推進</p> <p>(必要性) 水質汚染を監視し、安心安全な生活環境の確保</p> <p>(効果) 安心安全な河川環境の保全</p>		
	<p>公園遊具安全対策事業</p> <p>(内容) 定期的な専門業者等による点検・維持管理</p> <p>(必要性) 公園遊具の適正管理による安全性の確保</p> <p>(効果) 公園遊具の良好な状態の維持による公園利用者の増加</p>	町	
	<p>環境保全対策事業</p> <p>(内容) ごみの不法投棄、ごみの散乱防止の促進</p> <p>(必要性) 不法投棄の防止及び環境維持・保全の地域形成</p> <p>(効果) 安心安全できれいな町、九十九里の構築</p>	町	
	<p>資源回収運動推進事業</p> <p>(内容) 廃棄物の減量運動を促進するため、資源回収を実施した団体に補助金を交付し、資源化に対する意識の向上</p> <p>(必要性) ごみのリサイクル、再資源化により循環型社会の形成</p> <p>(効果) 資源回収運動による、ごみの減量化、再資源化</p>	町	
	上水道推進事業	町	

	<p>(内容) 水道事業の経営基盤の維持や水道料金高料金対策等に対する助成を行う</p> <p>(必要性) 限りある水資源の有効活用</p> <p>(効果) 安全で良質な水の安定的な供給の確保</p>		
	<p>水質等調査事業</p> <p>(内容) 地下水汚染の実態把握のため水質検査の実施</p> <p>(必要性) 地下水の安全性の確認</p> <p>(効果) 地下水における安全性の確保</p>	町	
	<p>ゴミゼロ運動推進事業</p> <p>(内容) ごみの散乱防止と再資源化促進並びにより良い環境づくりのため年2回の町内一斉清掃を実施</p> <p>(必要性) 一斉清掃の実施による環境整備づくり</p> <p>(効果) 町内の環境整備の推進による移住・定住者の促進</p>	町	
	<p>環境美化推進事業</p> <p>(内容) 環境指導員による環境パトロールを実施</p> <p>(必要性) 不法投棄の防止及び抑制</p> <p>(効果) 環境パトロールの広報周知による不法投棄防止</p>	町	
	<p>ごみの適正処理の推進</p> <p>(内容) ごみの分別を推進するため、広報等の活用による普及啓発</p>	町	

	<p>(必要性) ごみの分別、適正処理の推進</p> <p>(効果) ごみの分別による再資源化</p>		
	<p>公害防止対策</p> <p>(内容) 水質汚濁をはじめとする典型7公害に対しパトロール等の対策を図る</p> <p>(必要性) パトロール等を通じた公害防止</p> <p>(効果) 安心安全な住民生活の確保</p>	町	
・ 防災・防犯	<p>災害情報伝達事業</p> <p>(内容) 防災システムの適正管理及び情報伝達手段の多様化を推進</p> <p>(必要性) 災害時における迅速かつ安全な避難を実施するため</p> <p>(効果) 住民の迅速かつ安全な避難誘導</p>	町	
	<p>防災備蓄品管理事業</p> <p>(内容) 防災備蓄品の充実及び適正管理</p> <p>(必要性) 災害時における避難住民へ提供する非常用飲食物品等の確保</p> <p>(効果) 災害時における避非常用飲食物品等の提供</p>	町	
	<p>災害応急対策の確立</p> <p>(内容) 災害発生時の速やかな応急復旧体制の確立</p> <p>(必要性) 災害発生時における住民の生命・身体及び財産を守るため</p> <p>(効果) 災害から住民の生</p>	町	

	命・身体及び財産を守り、 生活の安定を図る		
	災害協定の締結推進 （内容）災害時応援協定の 締結推進 （必要性）災害発生時にお ける人的・物的援助による 災害対応策の向上 （効果）災害発生時におけ る様々な支援の確保	町	
	防災意識向上事業 （内容）広報誌等による防 災啓発活動及び防災訓練の 実施 （必要性）災害発生時にお ける迅速かつ安全な避難の 実施 （効果）平時から災害に対 する意識を持つことで、災 害発生時に迅速な避難行動 が図れる	町	
	住宅の耐震化の促進 （内容）旧耐震基準に基づ いて建てられた木造住宅の 耐震診断・耐震改修等に対 する支援 （必要性）住宅・建築物の 耐震化を促進する施策の実 施が必要である （効果）住宅及び建築物の 耐震性向上が図れる	町	
	自主防災組織支援事業 （内容）自主防災組織設立 のための補助金交付等によ る支援 （必要性）自助・共助によ	町	

	<p>る被害の防止及び軽減を図る</p> <p>(効果) 地域防災力の向上及び避難行動要支援者等の安全確保</p>		
	<p>消防団員の活動環境整備</p> <p>(内容) 消防団員の確保、消防団運営及び活動経費の確保</p> <p>(必要性) 消防力の維持、向上による防災体制の確保</p> <p>(効果) 迅速な消火活動、災害対応を実施することにより住民の生命・身体及び財産を守るための体制確保</p>	町	
	<p>防火意識向上事業</p> <p>(内容) 火災予防啓発活動、消防団による巡回等の防火活動</p> <p>(必要性) 火災の未然防止及び火災の拡大防止</p> <p>(効果) 住民の生命・身体及び財産を守るための体制確保</p>	町	
	<p>防火対策の推進</p> <p>(内容) 広報誌等による住宅用火災報知器の設置推進</p> <p>(必要性) 啓発活動による防火対策の普及促進</p> <p>(効果) 火災発生時の早期通報、被害拡大防止</p>	町	
	<p>自主防犯組織の拡充</p> <p>(内容) 町防犯組合及び自主防犯パトロール隊による防犯活動等の実施</p> <p>(必要性) 住民の防犯意識</p>	町	

		<p>の向上及び犯罪の抑止 (効果) 安全で安心なまち づくりによる地域活性化</p>		
		<p>防犯対策の推進 (内容) 町防犯組合及び自 主防犯パトロール隊への活 動支援 (必要性) 住民の防犯意識 の向上及び犯罪の抑止 (効果) 安全で安心なまち づくりによる地域活性化</p>	町	
		<p>防犯灯の設置及び維持管理 (内容) 防犯灯の新規設置 及び維持管理 (必要性) 犯罪抑止及び事 故防止 (効果) 安全で安心なまち づくりによる地域活性化</p>	町	
		<p>防災施設の適正な維持 (内容) 防災施設の維持管 理 (必要性) 災害発生時にお ける住民の生命及び身体を 守る (効果) 安全で安心なまち づくりによる地域活性化</p>	町	
<p>6 子育て環境の確 保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進</p>	<p>(8) 過疎地域 持続的発展特別 事業 ・ 児童福祉</p>	<p>子育て支援センター事業 (内容) 子育てについての 相談や助言、情報提供を行 い、子育てに対する不安感 を緩和し、仲間づくりの場 の提供など地域全体で健や</p>	町	

	<p>かな育ちを支援する (必要性) 児童の発達段階に対応した、より細かな支援 (効果) 安心して子どもを産み育てられる環境整備</p>		
	<p>子どもの医療費助成事業 (内容) 0歳から18歳までの医療費に対する助成を行う (必要性) 子育て世帯に対する支援の充実を図る (効果) 子育てに伴う経済的負担の軽減</p>	<p>県・町</p>	
	<p>一時保育事業 (内容) 不定期就労や妊娠・出産、家族介護など、一時的に保育が必要となる場合に未就学児を一時的に保育する (必要性) 就学前児童の教育・保育ニーズに対応する (効果) 安心して子どもを産み育てられる環境整備</p>	<p>町</p>	
	<p>子育て相談事業 (内容) 子育て相談を開催し、心理相談員・保健師により成長発達の確認及び育児支援を行う (必要性) 乳幼児の心身の成長・発達を支援し、保護者の相談に応じることで育児不安の軽減を図る (効果) 保護者の育児負担の軽減が図られるとともに、専門機関による相談支</p>	<p>町</p>	

	援が可能となる		
	<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>(内容) 保護者の就労等により、放課後保護者がいない児童に対し、安全な場所の提供を実施する</p> <p>安定運営や質の向上を目指し、運営方法について外部委託の導入を検討する</p> <p>(必要性) 児童の発達段階に対応した、より細かな支援</p> <p>(効果) 安心して子どもを産み育てられる環境整備</p>	町	
・ 高齢者・障害者福祉	<p>介護予防事業</p> <p>(内容) 健康教室や介護予防に向けた取り組みの強化</p> <p>(必要性) 介護予防に対する関心の向上及び高齢者を支える体制づくり</p> <p>(効果) 地域において自立した日常生活を営むための環境づくり</p>	町	
	<p>ちどりの里介護予防事業</p> <p>(内容) ちどりの里で実施している通い場等での専門職による保健指導の実施</p> <p>(必要性) 高齢者の自立を支援</p> <p>(効果) 生活習慣病の改善</p>	町	
	<p>高齢者自主活動の支援</p> <p>(内容) ダイヤモンドクラブ(老人クラブ)の地域での自主活動の支援を行う</p> <p>(必要性) 高齢者の生きがいづくりや健康づくり</p>	町社会福祉協議会	

	(効果) 明るい長寿社会		
	<p>高齢者の就労支援</p> <p>(内容) 働く意欲のある高齢者に就労の場を支援</p> <p>(必要性) 高齢者が豊かな経験や能力を活かした就労の促進</p> <p>(効果) 仕事を通じ地域での高齢者の社会参加及び活力の創出</p>	町社会福祉協議会	
	<p>自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>(内容) 医療専門職等で構成される自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>(必要性) 高齢者が安心して生活できるような地域づくり</p> <p>(効果) 地域の自主性や主体性に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる</p>	町	
	<p>成年後見制度利用支援事業</p> <p>(内容) 身寄りのない認知症高齢者等に成年後見制度に係る審判の申し立て及び申し立て費用と成年後見人等の報酬の扶助</p> <p>(必要性) 認知症高齢者等が、自分らしく安心して暮らせるように権利や財産を守る</p> <p>(効果) 本人の意思を尊重した生活ができる</p>	町	
	<p>認知症対策推進事業</p> <p>(内容) 認知症等による徘徊</p>	町	

		<p>徘徊行動のある高齢者等に、 認知症見守りあんしんシールの配布を行う (必要性) 徘徊時の早期発見 (効果) 介護者又は家族の精神的負担軽減及び認知症高齢者等の安全確保を図る</p>		
		<p>高齢者見守り推進事業 (内容) 民生委員による高齢者世帯への個別訪問調査 (必要性) 高齢者世帯の生活状況を確認し、見守り体制の強化を図る (効果) 地域の見守り体制の充実</p>	町	
		<p>緊急通報システム貸与事業 (内容) 高齢者世帯や日中独居世帯等に緊急通報装置の貸与 (必要性) 緊急時に迅速かつ適切な対応を実施するための体制整備の充実 (効果) 日常生活上の不安感の解消及び急病等の緊急時の対応</p>	町	
		<p>生活支援体制整備事業 (内容) 地域での支え合いの体制づくり (必要性) 高齢者の身近な生活を支援する環境づくり (効果) 高齢者と家族を支える生活支援体制の確保</p>	町社会福祉協議会	
		<p>自立支援給付事業 (内容) 必要な障害福祉サービスに係る給付、その他</p>	町	

		<p>の支援を行うことで障害者（児）の自立した日常生活を支援する</p> <p>（必要性）障害者の自立した生活を支援する</p> <p>（効果）障害者が住み慣れた地域で生活を送るとともに、社会活動に参加する</p>		
		<p>障害児通所給付事業</p> <p>（内容）18才未満の障害児を対象に、通所により、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の教育、集団生活への適応訓練を行う</p> <p>（必要性）障害児の身近な地域で、障害の特性に応じたサービスを楽しむことができる</p> <p>（効果）障害児の発達が図られるとともに、住み慣れた地域で生活を送れる</p>	町	
		<p>地域生活支援事業</p> <p>（内容）必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行うことで障害者（児）の自立した日常生活や社会生活を支援する</p> <p>（必要性）障害者の自立した生活を支援する</p> <p>（効果）障害者が住み慣れた地域で生活を送るとともに、社会活動に参加する</p>	町	

	<p>福祉タクシー利用助成事業 (内容) 重度心身障害のある者が通院等のため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成する。また新たな公共交通施策との統合を検討する (必要性) 障害者の社会参加機会の確保 (効果) 社会参加等の活動範囲の拡大</p>	町	
	<p>重度心身障害者等給付事業 (内容) 重度心身障害者又はその保護者に対し、医療費等の一部を支給する (必要性) 重度心身障害者の健康の保持と、その保護者の生活の安定を確保 (効果) 対象者の医療費等による経済的負担の軽減</p>	町	
・健康づくり	<p>各種検(健)診周知啓発事業 (内容) 各種がん検診を実施し、がん対策の取り組みを通じて住民の健康保持に寄与する (必要性) がん疾病の早期発見・早期治療に役立ち、健康指導等により予防対策を図る (効果) 受診率の向上を図ることで健康増進を促進する</p>	町	
	<p>健康相談及び保健指導事業 (内容) 保健師・管理栄養士等の専門職に相談できる</p>	町	

	<p>機会を提供し、生活習慣の改善を支援する</p> <p>(必要性) 自身の健康状態を把握させるとともに、生活習慣を見直すことで重症化予防を図る</p> <p>(効果) 生活習慣を見直すことで、健康保持・増進を図る</p>	
	<p>食の健康づくり支援事業</p> <p>(内容) 健康レシピやヘルシー料理等の普及啓発活動により、健康意識の向上を図る</p> <p>(必要性) 食に対する正しい理解の促進を図る</p> <p>(効果) 健康意識が浸透することで健康増進が期待できる</p>	町
	<p>健康づくり活動の推進</p> <p>(内容) 健康まつりなどのイベント等を開催し、住民の健康づくり活動を推進する</p> <p>(必要性) 住民の健康保持と健康意識の向上を図る</p> <p>(効果) 専門的な知識を持つ団体等を巻き込むことで、多様な住民ニーズへの対応が可能となる</p>	町
	<p>感染症予防の推進事業</p> <p>(内容) 感染症予防に関する周知・啓発を図る</p> <p>(必要性) 正しい知識の普及により、感染拡大防止及び感染予防対策を図る</p>	町

	(効果) 住民の予防意識を高めることで、感染症への予防対策が可能となる		
	<p>予防接種周知事業</p> <p>(内容) 予防接種に関する周知を図り、情報提供に努める</p> <p>(必要性) 予防接種により感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症化の防止を図る</p> <p>(効果) 予防接種の勧奨を行うことで、接種率の増加及び予防対策を図る</p>	町	
	<p>短期人間ドック助成事業</p> <p>(内容) 国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者に検査費用の一部を助成し、疾病の早期発見・早期治療を促進する</p> <p>(必要性) 健康管理の意識の高い住民が増えることで、将来の医療費抑制に繋がる</p> <p>(効果) 疾病の早期発見・早期治療により、医療費の抑制が図られる</p>	町	
	<p>特定健康診査等事業</p> <p>(内容) 特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病予防を推進する</p> <p>(必要性) 生活習慣病の予防、早期発見</p> <p>(効果) 健やかに生き生きと暮らすまちづくりの実現</p>	町	
・その他	児童虐待防止	町・県	

		<p>(内容) 要保護児童対策地域協議会を軸に、関係機関との連携を図り、児童虐待の早期発見・防止に務める</p> <p>(必要性) 子どもの心身の安全を確保するため</p> <p>(効果) 子どもの健やかな成長や人格の形成が図られる</p>		
7 医療の確保	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>・その他</p>	<p>看護師修学資金貸付事業</p> <p>(内容) 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターにおいて看護師の業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸し付け</p> <p>(必要性) 看護師の確保及び人材育成と定着を図る</p> <p>(効果) 修学を容易にするとともに看護師の定着が図られる</p>	町	
8 教育の振興	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>・義務教育</p>	<p>小中学生の基礎・基本の定着</p> <p>(内容) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得</p> <p>(必要性) 課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成</p> <p>(効果) 主体的に学習に取り組む態度の向上</p>	町	
		ICT 機器を活用した情報教	町	

		<p>育の充実</p> <p>(内容) 一人一人の能力や特性に応じた個別学習</p> <p>(必要性) ICT 機器を活用して、児童生徒にとってわかりやすい授業を行う</p> <p>(効果) 児童生徒の学習能力等の向上</p>	
		<p>外国語活動の充実</p> <p>(内容) 外国語教育の充実</p> <p>(必要性) 児童生徒のコミュニケーション能力や英語力の育成</p> <p>(効果) 児童生徒のコミュニケーション能力や英語力の向上</p>	町
		<p>体験学習を重視した「生きる力」を育む総合的な学習の時間の推進</p> <p>(内容) 自然体験やボランティア活動などの社会体験</p> <p>(必要性) 体験を通して学ぶことで「生きる力」を育む</p> <p>(効果) 自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳の理解</p>	町
		<p>「豊かな心」の育成を目指した道徳教育の推進</p> <p>(内容) 道徳教育の充実</p> <p>(必要性) 児童生徒に豊かな人間性や社会性を育む</p> <p>(効果) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の向上</p>	町
		地域とともにある学校を実	町

	<p>現する</p> <p>(内容) 地域と一体となつて児童生徒を育む</p> <p>(必要性) 学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく</p> <p>(効果) 学校を核とした地域づくりの推進</p>		
	<p>水泳学習業務委託事業</p> <p>(内容) 民間のスイミングスクールを活用した水泳学習</p> <p>(必要性) 学校プール施設については老朽化が進んでおり、学校再編を考慮した場合、維持管理経費の抑制となる</p> <p>(効果) 教職員の負担軽減及び学校プール施設の維持管理費削減</p>	町	
	<p>学校給食費補助事業(学校給食費無償化)</p> <p>(内容) 子どもの多い世帯の児童生徒の学校給食費の一部を補助する</p> <p>(必要性) 保護者の負担軽減及び子育て環境の向上</p> <p>(効果) 保護者の負担を軽減し、円滑な義務教育の実施及び子育て環境の向上や少子化対策を図る</p>	町	
・生涯学習・スポーツ	<p>生涯学習推進体制の充実</p> <p>(内容) 学習機会の充実化のため、生涯学習推進大会を開催する</p> <p>(必要性) 学習機会の充実</p>	町	

	<p>化を図り、住民の学習意欲の醸造のため</p> <p>(効果) 住民の学習意欲の醸造が図れることで、地域活動団体の活性化が期待できる</p>		
	<p>生涯学習推進事業</p> <p>(内容) 地域の実情や課題に応じた各種講座を開催することにより誰でも学べる教室・講座の開催</p> <p>(必要性) 余暇の活用及び生涯学習の推進による学びやふれあいの場を提供</p> <p>(効果) 学びやふれあいの場を提供することにより、参加者の生活に充実感をもたらす</p>	町	
	<p>通学合宿の実施</p> <p>(内容) 小学4年から6年生を対象に共同生活体験として通学合宿を実施する</p> <p>(必要性) 家庭を離れ、異なる世代での共同生活を通じ、社会性・協調性・自主性の習得</p> <p>(効果) 子ども達主体で共同生活を行うことで、協調性や自主性の向上が期待できる</p>	町	
	<p>学校体育施設の開放</p> <p>(内容) 町内3小1中の学校体育施設を開放し、運動に親しむ環境を提供する</p> <p>(必要性) スポーツの振興や健康増進のため、運動に</p>	町	

	<p>親しめる環境づくり (効果) 各スポーツ活動が活性化されると共に、住民の健康増進が期待できる</p>		
	<p>団体及び指導者の育成・強化 (内容) スポーツ教室の開催 (必要性) スポーツ人口の増加や指導者の資質向上のため、各スポーツに精通する講師を招き教室を実施する (効果) スポーツ人口の増加や指導者の資質向上することで、スポーツ活動自体の活性化が期待できる</p>	町	
	<p>社会体育活動事業の実施 (内容) 町民体育祭やスポーツレクリエーション祭など各スポーツ関連大会を開催・参加する (必要性) 子どもから大人まで広く住民が運動に親しむ機会の提供 (効果) 住民の健康増進に寄与するだけでなく、日々の活動成果の実践の機会として開催することで、スポーツの活性化が期待できる</p>	町	
	<p>スポーツ協会加盟団体の活動支援 (内容) 九十九里町スポーツ協会へ補助金を交付し活動を支援する (必要性) 町内各スポーツ</p>	町	

	<p>協会の自主大会や、研修会、講習会開催にかかる経費の支援</p> <p>(効果) 各スポーツ協会の資質向上により、町内スポーツ全体の活性化が期待できる</p>		
	<p>海岸スポーツ推進</p> <p>(内容) サーフィンスクールの開催</p> <p>(必要性) 町資源の有効活用場として、海岸におけるスポーツ活動の推進</p> <p>(効果) 自然に触れながらスポーツをすることで、海岸スポーツの活性化につながるだけでなく、海岸の利活用の向上に期待できる</p>	町	
・その他	<p>就学指導と特別支援教育の充実</p> <p>(内容) 特別な教育的支援</p> <p>(必要性) 生活や学習上の困難を改善するための指導や支援</p> <p>(効果) 障害のある児童生徒の自立や社会参加</p>	町	
	<p>教育相談の充実</p> <p>(内容) 保護者・児童生徒に対しあらゆる機会を通じて行う教育相談</p> <p>(必要性) 児童生徒の日常的な心の悩みや進路など、幅広く支えていく</p> <p>(効果) 児童生徒が安心して登校できる環境の向上</p>	町	
	<p>教職員の研修の充実</p>	町	

	<p>(内容) 教職員の教育研究活動や研修内容の充実</p> <p>(必要性) 段階に応じた資質能力の育成</p> <p>(効果) 教職員の指導スキルの向上</p>		
	<p>教職員の ICT 環境の充実</p> <p>(内容) 校務支援システムなど ICT 環境の充実</p> <p>(必要性) 校務で扱うデータを一元管理し、効率化を図ることにより、児童生徒への指導に時間を充てる</p> <p>(効果) 学籍情報・成績管理・健康管理など、校務で扱うデータを一元管理・引用が可能となる</p>	町	
	<p>家庭教育推進事業</p> <p>(内容) 町内こども園、小学校、中学校にて開催する家庭教育学級への支援</p> <p>(必要性)、家庭や地域における教育力の向上を目的に、子どもと大人が共に学ぶ機会の提供</p> <p>(効果) 家庭だけでなく地域全体で子ども達を教育していく環境の構築が期待できる</p>	町	
	<p>子ども会活動の充実</p> <p>(内容) 各種事業及び研修等の実施</p> <p>(必要性) 子どもが減少してきているなか、より効果的に交流できる機会の構築のため各種事業の展開及び</p>	町	

		<p>指導者育成の推進 (効果) 地域全体で子ども達を育成していく環境構築が期待できる</p>		
		<p>青少年活動の充実 (内容) 夜間見回り活動や体験活動の実施 (必要性) 青少年の健全な心身の育成のため、地域全体で支援していく環境づくり (効果) 子どもたちが健全に育っていける安全・安心な地域となることが期待できる</p>	町	
		<p>ジュニアリーダースクラブ活動の充実 (内容) 自主事業の実施及び自己研鑽研修への参加支援 (必要性) 地域の児童生徒のリーダーとなる人材育成 (効果) 地域の児童生徒のリーダーとして、子どもに関わる各種事業における協力体制が構築できる</p>	町	
9 集落の整備	<p>(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 ・集落整備</p>	<p>空き家・空き地バンク事業 (内容) 空き家・空き地所有者からの売却、賃貸情報等を提供し利用希望者とのマッチング支援 (必要性) 空き家の解消及び移住・定住者の促進</p>	町	

	<p>(効果) 空き家の利活用による移住・定住の促進、都市住民との交流の拡大及び賑わいの創出</p>		
	<p>空家等対策事業</p> <p>(内容) 空家等対策計画を作成し、空家の除却や所有者の特定、空家活用を行う</p> <p>(必要性) 空家の適正な指導による、周辺住民の良好な生活環境の確保</p> <p>(効果) 生活環境の保全による地域活性化</p>	町	
	<p>地域づくりの担い手育成事業</p> <p>(内容) 住民から構成するNPOや一般社団法人等の非営利活動法人の育成を行い、本町の地域活性化に資する事業を連携していく</p> <p>(必要性) 行政のみで解決できない課題をNPOや一般社団法人などと連携して解決する</p> <p>(効果) 地域の活性化による移住・定住者の増加</p>	町	
	<p>地域コミュニティ活動支援事業</p> <p>(内容) 老朽化した地区コミュニティ施設の建替え、増築、修理に対し、経費の一部を補助</p> <p>(必要性) 集会や地域行事等の地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域の共助・互助体制を確立する</p>	町	

		<p>(効果) 地域の活性化による移住・定住者の増加</p>		
		<p>都市計画事業 (内容) 平成11年度に策定した「まちづくり計画」の見直しを行う (必要性) 町が目指す将来を見据えた計画を策定 (効果) 町の将来像を見据えて計画的な都市施設の整備を行い、生活環境の向上が図られる</p>	町	
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興	<p>芸術文化活動事業 (内容) 文化団体連絡協議会(参加団体)への支援 (必要性) 文化行政の充実を図るため (効果) 芸術文化の振興及び住民の文化活動の活性化</p>	町	
		<p>芸術文化活動推進事業 (内容) 住民による芸能発表や作品展示等 (必要性) 文化活動への参加促進や住民の文化交流の場の創出 (効果) 芸術文化の振興及び住民の文化活動の活性化</p>	町	
		<p>郷土芸能の保存・継承 (内容) 地域郷土芸能団体の活動を支援すると共に、郷土芸能まつりを開催する (必要性) 地域の郷土芸能の保存・継承</p>	町	

		(効果) 地域の郷土芸能が保存・継承できる		
		文化財の保存・活用 (内容) 伊能忠敬記念公園の保存・管理 (必要性) 県指定文化財であり、且つ、地域住民の憩いの場である伊能忠敬記念公園を地域と協力し管理していくことは、地域と文化財の維持 (効果) 地域住民と協力体制を構築し、適切に維持管理できる	町	
		旧いわし博物館の解体 (内容) 旧いわし博物館の解体撤去 (必要性) 公共施設等総合管理計画と整合性を図り、未利用施設を撤去し将来負担を軽減させる (効果) 維持管理経費の削減	町	
11 地域再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	洋上風力発電事業 (内容) 洋上風力発電事業の推進 (必要性) 洋上風力発電事業の推進が地域の発展につながるように取り組む必要がある (効果) 新たな産業の創出、雇用の拡大など地域経済の活性化	町	
		地域再生可能エネルギー推進事業 (内容) 家庭における地球	県・町	

		<p>温暖化対策の推進</p> <p>(必要性) 脱炭素化社会の構築のため</p> <p>(効果) 地域再生可能エネルギー推進でのカーボンニュートラルの推進</p>		
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<p>人権教育推進事業</p> <p>(内容) 時代に即した児童・生徒への人権教育の推進を図る</p> <p>(必要性) 時代の進行とともに人権問題は複雑化している</p> <p>(効果) 相手への思いやりや命の尊さやを体得する</p>	町	
		<p>人権相談支援事業</p> <p>(内容) 定例の相談事業をはじめ人権擁護委員の日の特設相談を開催する</p> <p>(必要性) 時代の進行とともに人権問題は複雑化している</p> <p>(効果) 相手への思いやりや命の尊さやを体得する</p>	町・町社会福祉協議会	
		<p>DV 対策事業</p> <p>(内容) 配偶者やパートナーなどからの暴力を未然に防止し被害をなくすため、相談窓口としての機能及び関係機関との連携を図る</p> <p>(必要性) 被害者の心身の安全を確保する</p> <p>(効果) 被害の潜在化防止や、被害者の安全確保</p>	町・県	
		<p>男女共同参画推進事業</p> <p>(内容) 男女共同参画計画</p>	町	

		<p>を策定し、千葉県男女共同参画地域推進員と共に啓発活動を行う</p> <p>(必要性) 男女共同参画計画に基づき、意識改革や機運醸成を図り、男女共同参画社会づくりを促進する</p> <p>(効果) 住みやすく活動しやすい環境づくりの提供</p>		
		<p>新庁舎整備事業</p> <p>(内容) 計画に即した庁舎のあり方を検討し、行政運営に必要な施設及び設備の検討を進める</p> <p>(必要性) 住民の安全・安心を支える拠点、住民サービスやまちづくりの拠点</p> <p>(効果) 安心安全な住民サービスの提供による地域活性化</p>	町	